

熊本県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る事務処理要項

(趣旨)

第1条 この要項は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第30条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の施行に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、法、令及び規則による他、次の各号に定めるところによる。

- (1) 計画認定申請 法第 29 条第1 項（法第 31 条第2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請をいう。
- (2) 誘導基準 法第 30 条第1 項第1 号に掲げる基準をいう。
- (3) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (4) B E L S 評価書 建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）に基づく第三者認証であって、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が定める、法第 27 条の規定に基づく建築物省エネルギー性能表示制度のための第三者機関による評価書をいう。

(計画認定申請に必要な図書)

第3条 規則第 20 条第1 項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 非住宅部分を有する建築物の場合で、当該非住宅部分に係る登録建築物エネルギー消費性能判定機関による誘導基準に適合していることを証する書面を有する場合は、当該書面の写し
- (2) 住宅部分を有する建築物の場合で、当該住宅部分に係る次のア又はイに掲げる書類を有する場合は、当該書類の写し
 - ア 登録住宅性能評価機関による誘導基準に適合していることを証する書面
 - イ 品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書
- (3) B E L S 評価書のうち、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。）第 3 章に掲げる基準に適合することが確認できるものの写し。
- (4) 法第 30 条第 2 項（法第 31 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく申出をする場合は、計画通知申出書（様式第 1 号）及び規則第 3 条第 1 項に規定する申請書（以下「計画認定申請書」という。）の副本
- (5) 前号の場合において、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要するものである場合は、同法第 6 条の 3 第7項に規定する適合判定通知書又

はその写し（以下「適合判定通知書」という。）

2 前項第2号イの規定により添付する住宅性能評価書は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合することを証するものでなければならない。

(1) 法の施行後に着工する建築物 日本住宅性能表示基準（平成13年8月14日付け国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級5以上

(2) 法の施行の際現に存する建築物 前号に掲げる基準又は日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費等級4以上

（建築物エネルギー消費性能向上計画通知）

第4条 知事は法第30条第2項の規定に基づく申出を受理したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画通知書（様式第2号）に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の正本及び副本、計画認定申請書の副本及び適合判定通知書（当該通知に係る建築物の計画が構造計算適合性判定を要する場合に限る。）を添えて、建築主事に通知するものとする。

（認定申請の取下げ）

第5条 計画認定申請をした者（以下「認定申請者」という。）は、当該申請を取り下げる場合は、取下げ届出書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

2 前項の場合において、提出された計画認定申請書の正本並びにその添付図書は返却しないものとする。

（認定できない旨の通知）

第6条 知事は、計画認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が誘導基準に適合しないと認めた場合又は法第30条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合しない旨の通知書若しくは適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（前条に規定する適合するかどうかを決定することができない旨の通知書のうち、期限内に追加説明書が提出されない場合等により、審査を終了するものに限る。）の交付を受けた場合は、認定できない旨の通知書（様式第4号）により認定申請者に通知するものとする。

（取りやめの申出）

第7条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめるときは、取りやめる旨の申出書（様式第5号）に認定通知書を添えて、知事に申し出るものとする。

（建築工事完了報告）

第8条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築等を完了したときは、法第32条の規定に基づき、速やかに、建築工事完了報告書（様式第6号）により、知事に報告するものとする。

2 前項の場合において、認定建築主は、建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第3項の規定により提出された工事監理報告書の写し及び検査済証の写しを添付するものとする。

(報告の徴収)

第9条 法第32条の規定による報告の徴収は、報告を求める旨の通知書(様式第7号)により行うものとする。

(改善命令)

第10条 法第33条の規定による改善命令は、改善命令書(様式第8号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第11条 法第34条の規定による認定の取消しの通知は、認定取消通知書(様式第9号)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

法附則第1条第2号に定める日前においては、次の各号に掲げる書類は、当該各号に掲げる書類に代えることができる。

- (1)第3条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる誘導基準に適合していることを証する書面
エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(以下「登録建築物調査機関」)による誘導基準に適合していることを証する書面
- (2)第4条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面
登録建築物調査機関による建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面

附 則

(施行期日)

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和7年4月1日から施行する。